平成２６年（フ）第４７９２号
東京都江戸川区南篠崎町１丁目28―２―203、開始決定時の住所東京都江戸川区一之江３丁目９―８―3109壱番館203
破産者　小川まゆみ
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８２９号
東京都品川区八潮５丁目８―47―1202
破産者　伊藤　　力
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８３８号
東京都文京区千石４丁目37―６　エルミタージュ内田101、住民票上の住所東京都文京区千石４丁目37―６　エルミタージュ内田
破産者　関　　洋昌
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８号
長野県松本市平田東１丁目21番地
破産者　株式会社ＡＰＥＣ
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４０号
静岡県浜松市東区小池町1089番地
破産者　有限会社マルシン市野重機
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５３１号
兵庫県加古川市野口町坂井50番地の６
破産者　松栄運輸株式会社
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５７６号
岡山県笠岡市笠岡5595番地１
破産者　井笠鉄道株式会社
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８６号
北海道室蘭市日の出町２丁目25番６号、開始決定時の住所北海道室蘭市中島町３丁目29番１―709号
破産者　水口　由隆
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
横浜市栄区桂町177―23　第３本郷台ヒミコマンション304号室
破産者　株式会社きくや機械産業
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０１号
横浜市青葉区あざみ野２丁目28番地２
破産者　有限会社スターレット
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７２号
神奈川県三浦郡葉山町上山口1431番地１
破産者　有限会社三嶽
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１８５号
富山市中老田665番地４
破産者　株式会社後東コーポレーション
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３３号
千葉県松戸市六実６丁目27番地の７、開始決定時の住所千葉県松戸市高塚新田160番地の174
破産者　山中　正一
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８２６号
千葉県市原市千種４丁目５番地15　グランドールＤ101
破産者　江原　　忍
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２３８号
千葉県船橋市二和東６丁目28番４号
破産者　佐山　和世
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２４０号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区31棟616号
破産者　山田　晴路
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２５７号
千葉市花見川区作新台２丁目４番21号
破産者　清水今朝雄
1　決定年月日　平成26年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２９８号
千葉県木更津市中央３丁目３番５号　千楽苑、開始決定時の住所千葉市若葉区貝塚町372番地１　生活支援集合住宅ふるさと
破産者　中原　　均
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２９号
長崎県佐世保市大野町84番地１
破産者　有限会社山口鉄筋工業
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第７３１号
北海道札幌市中央区南23条西15丁目１番１号
破産者　有限会社亀山社中
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５９７号
さいたま市緑区原山２丁目１番28号
破産者　ヤサカ管工業株式会社
1　決定年月日　平成26年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係